

子育て世帯への 臨時特別給付金のお知らせ



新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下の子どもに対して、臨時特別給付金を支給します。

■支給対象となる児童

- ①令和3年9月分の児童手当支給対象となる児童
- ②平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの高校生等
- ③令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童
(①②③対象児童の保護者の所得が一定以上の方は支給されません)

■給付額

児童一人当たり10万円(5万円を2回に分けて支給)
※申請不要の方等については支給済です。

■申請が必要な方

- ・公務員
- ・高校生等(平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方)で児童手当を現在受給されていない世帯
- ・令和3年10月以降令和4年3月31日までに生まれた児童

■申請手続きに必要なもの

- ・振込金融機関口座の確認書類(通帳等)
- ・令和3年9月分の児童手当を受給していることがわかる支払通知書、または9月分児童手当振込通帳等(児童手当受給者のみ)
- ・所得課税証明書(令和3年1月2日以降に転入された方のみ)
- ・世帯全部の住民票(対象児童が町外に在住している場合のみ)

※令和3年10月1日以降に転入された方は、前住所地にお問い合わせください。

■申請場所

福祉課、各総合支所・出張所

■申請期限

令和4年3月31日(木)

■問い合わせ

福祉課 民生福祉班 ☎ 0820 (77) 5505

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十一回特別弔慰金が支給されます

☎ 福祉課 民生福祉班
☎ 0820 (77) 5505

特別弔慰金は先の大戦で公務等のため国に殉じた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

- (1)令和2年4月1日までに援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2)戦没者等の子
- (3)戦没者等と生計関係を有していた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(戦没者等と生計関係を有し

ていなかった人、当該遺族以外の者の養子となっている人、令和2年4月1日時点で婚姻により姓が変わっている人等を除く)

- (4)(3)の条件を満たさない①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- (5)戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人

■支給内容

額面25万円(5年償還の記名国債)

■請求期限

令和5年3月31日